

自動車等の運転免許試験の実施及び運転免許事務の取扱いに関する訓令

(平成9年3月25日県警察訓令第13号)

(概要)

この訓令は、島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則(平成14年島根県公安委員会規則第3号)第3条の規定に基づき、自動車等の運転免許試験の実施及び運転免許事務の取扱いについて必要な事項を定めるものです。